

「ホミック通信」は編集者の気分まかせで、不定期に発行いたします

ホミック通信

Vol.27

一年の計は元旦にあり号



2018.1.1

発行／〒541-0041 大阪市中央区北浜二丁目5番13号 北浜平和ビル9階 ホミック司法事務所 編集／梶田美穂
Tel 06-6202-1939 Fax 06-6202-7001 <http://www.homik.com> E-mail:info@homik.com

新しい年が明けました。

どんな一年を創ろうか、もう心は決まっていますか？

世界の混沌には拍車がかかるように思われますし、
日本企業への信頼が揺らいでいることに不安も感じます。

しかし、悲観ばかりしていても何も始まりません。

ただ毎日、目の前にあることに無心に取り組む――

そうやって過ごすのが一番建設的なのではないか、と思うこの頃です。

ただ、一つの目標があります。

それは笑顔を絶やさないこと。笑う門には福来る、の実践です。

破顔一笑を確認に、ぜひ事務所へお立ち寄りください。

本年も、ホミック司法事務所をどうぞよろしくお願いいたします。

■ 「成年後見制度利用促進計画」始動の年

一昨年に成立した「成年後見制度利用促進法」に基づいて、「必要な人が必要な時に利用できる制度」「使いやすく、利用者がメリットを感じられる制度」を目指した市町村の取り組みが始まっています。

成年後見制度に関する報道などを見ると、後見人の不正行為や、親族が抱く家庭裁判所・専門職後見人に対する不満など、否定的な面が強調されることが多いように思われます。それらも事実ではありますが、大半の事案は、制度利用によってご本人の権利が守られる結果になっていると思います。

例えば、親御さんと二人暮らしの知的障害の方。親御さんが亡くなった後、後見人がいたからこそ、速やかに福祉サービスの計画を立て直してヘルパー訪問の時間を増やしたり、自宅に引きこもらないように外出同行の時間を新しく作ったりできました。また、ご兄弟と遺産を分ける際にも、後見人は必要です。もしも後見人がいなければ、自宅に一人っきりで生活の質がグンと低下してしまい、それに外部が気づいた後で後見人の利用の検討を始める、ということになるでしょう。消費者被害に遭った、虐待を受けている、などの特別な場面への対応ばかりでなく、普通の暮らしを営むのに、成年後見制度が役だっている例は多く存在しています。

先に上げた親族の不満でよくあるのが、成年後見人が就いたらお孫さんの進学祝いを上げられなくなった、成年後見制度は窮屈だ、という話です。その点は、この頃は家庭裁判所の考え方が柔軟になってきたと感じます。ご本人の生活をひっ迫させるような額ではなく、これまで他のお孫さんに上げていたお祝い金と同等であれば、恐らくその出費は認められるのではないのでしょうか。

法的な正しさよりも「本人の意思」や「生活の質」が重視される、というか、それらを重視することが法的な正しさである、という運用にさらに傾斜していくのが、成年後見制度の利用促進ということもできるでしょうか。

先陣を切って、大阪市が4月1日から新たな取り組みを始めるそうですから、乞うご期待!

北 浜 ラ ン チ 事 情

近年、北浜では川沿いにテラス席を設けたカフェやレストランが増えています。その中のひとつ、通称ライオン橋のすぐそばに昨年11月オープンのお店を見つけました。『北濱倶楽部』という店名から伝わる落ち着いた雰囲気店内、その外に構えるテラス席から眺めるのは土佐堀川と中之島中央公会堂。青空の下、絶景を前にランチをいただきました。三種類のメニューからサンドウィッチランチを注文すると、ボリュームのあるホットサンドが登場しました。ツナと野菜がたっぷり挟まったパンは焼いてあるのに柔らかく、とても美味しかったです。付け合せのポテトフライも塩加減が絶妙でお昼から大満足です。また、食後にはオープニング記念のタルトをサービスされる幸運が。ミニサラダ・ドリンク付きで1,200円です。仕事でなければビールが合っただろうなあ。また、新しいお店にトライします♪(つづく)

司法書士の仕事

- 不動産登記
 - 商業・法人登記
 - 裁判
 - 成年後見
- 相続・売買・贈与など
 - 設立・役員変更など
 - 訴訟・調停・和解・破産など
 - 任意後見契約・遺言・死後事務など